

学校給食が無償化の対象とされていない

私立小・中学校 や 市外公立中学校等に
通学している児童生徒の保護者のかたを対象に
深谷市学校給食費相当額**給付金**を支給します。

深谷市在住（住民登録者）で、私立小・中学校や市外の公立中学校、特別支援学校中学部などの深谷市立学校以外の国内の学校に通う児童生徒の保護者を対象に、学校給食費相当額（夏休みを除く 11 か月分）の給付金を年 2 回（11 月・翌年 4 月）に分けて支給します。

ただし、国や地方自治体等から、学校給食や昼食に係る費用の全額について補助・免除を受けている場合は、給付金を受給することができません（一部の補助・免除を受けている場合は差額を支給）。

【例 1】●●市から給食費の補助金を受給し学校給食を喫食している（給食費徴収あり）→支給対象外

【例 2】▲▲町の制度により無償で学校給食を喫食している（給食費徴収なし）→支給対象外

【例 3】特別支援教育就学奨励費を受給し、学校給食を喫食している（給食費徴収あり）→支給対象（差額）

＜令和 8 年度支給額＞

(1) 学校給食がない場合(弁当持参等)

小学校：60,500円

(月額 5,500 円×11 月)

中学校：72,600円

(月額 6,600 円×11 月)

(2) 給食費を支払っている場合

通学中の学校の令和 8 年度給食費の額。ただし、(1)の額が上限。

※給食費の額が(1)の額を下回る場合はその額となります。

＜支給時期＞

第 1 期（令和 8 年 4 月～9 月分）

11 月下旬（予定）

第 2 期（10 月～令和 9 年 3 月分）

令和 9 年 4 月下旬（予定）

※令和 9 年 2 月中旬に第 2 期分の申請書類を送付する予定です。

＜第 1 期分の申請方法＞

令和 8 年 10 月 1 日から 10 月 30 日までの期間内に以下の書類を教育総務課（深谷市役所 3 階 35 番窓口）へ提出してください。

※郵送の場合、10 月 31 日当日消印有効。

(1) 深谷市学校給食費相当額給付金支給申請書兼請求書

※裏面に振込先の口座を記入してください。

(2) 学校に在籍していることが確認できる書類

例：児童証、学生証、児童・生徒手帳のコピー、在学証明書など（氏名・学校名・在学期間が記載してあるもの）

(3) 学校給食費の額が確認できる書類

※学校給食の提供がある場合に限りです。

例：今年度の学校給食費の納入通知書のコピーなど

(4) 国・地方公共団体等の補助等を受けていることが確認できる書類

※補助・免除を受けている場合に限りです。

例：奨励費支給決定通知、補助金交付決定通知など

＜注意事項＞

- ・「国や地方自治体等による学校給食や昼食に係る費用の補助・免除」とは、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、市町村が独自で実施している子育て支援制度などが該当します。
- ・提出書類の内容に関して、必要に応じて本課職員が学校に問い合わせる場合があります。
- ・令和 8 年 4 月にすべての公立小学校の給食が無償化となりましたが、市外の公立小学校に通学し、食物アレルギーや宗教上の都合で学校給食の全部を停止している場合、本制度の対象となる場合があります。詳しくは教育総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒366-8501 深谷市仲町 11-1（深谷市役所 3 階 35 番窓口） 深谷市教育委員会 教育総務課
電話：048-574-5811 E-mail: kyouiku@city.fukaya.saitama.jp



深谷市学校給食費相当額給付金制度 学校種別一覧

1. <u>市外の公立小学校及び特別支援学校（小学部）</u> （市内在住者） ※全国公立小学校において給食無償化を実施中	(1)対 象 者：食物アレルギーや宗教の都合等により学校給食を喫食していない児童の保護者（やむを得ない事情で学校給食の全部を停止している場合のみ） (2)申請受付：市ホームページから申請書兼請求書をダウンロードし、市教育総務課へ申請 (3)給付金額：月額 5,500 円 (4)備 考：給食を停止していることが確認できる書類を添付
2. <u>市外の公立中学校及び特別支援学校（中学部）</u> （市内在住者） ※一部の市町村において給食無償化を実施中	(1)対 象 者：①学校給食を喫食している生徒の保護者（保護者が給食費を負担） ※ただし、通学先の自治体の制度で学校給食が無償化（給食費の徴収が免除・全額補助を受給）している場合は支給対象外 ②食物アレルギーや宗教の都合等により学校給食を喫食していない生徒の保護者（やむを得ない事情で給食の全部を停止している場合のみ） (2)申請受付：対象者へ申請書兼請求書等を郵送。市教育総務課へ申請 (3)給付金額：対象者①（喫食者）…通学中の学校の給食費の額（月額 6,600 円が上限） 例 1 給食費が月額 5,800 円の場合→ 月額 5,800 円 例 2 給食費が月額 7,000 円の場合→ 月額 6,600 円 ※ただし、就学援助費または特別支援教育就学奨励費を受給している場合は、次のとおりです ・就学援助費（給食費の全額を受給）→ 支給対象外 ・特別支援教育就学奨励費（給食費の 50%を受給）→ 差額支給（給食費の実費負担分を支給） 例）給食費が月額 6,000 円の場合 奨励費 3,000 円＋実費負担 3,000 円→ 支給額 3,000 円 ※その他、国・地方公共団体等から給食費の一部補助を受給している場合は、自己負担分（差額）が支給額となります 例）給食費が月額 6,000 円の場合 補助金 5,000 円＋自己負担 1,000 円→ 支給額 1,000 円 対象者②（非喫食者）…月額 6,600 円 (4)備 考：対象者②は、給食を停止していることが確認できる書類を添付
3. <u>私立小・中学校</u> （市内在住者）	(1)対 象 者：すべての児童生徒の保護者 (2)申請受付：対象者へ申請書兼請求書等を郵送。市教育総務課へ申請 (3)給付金額：通学中の学校の給食費の額 （小学校は月額 5,500 円・中学校は月額 6,600 円が上限） ※国・地方公共団体等から給食費の一部補助を受給している場合は、自己負担分（差額）が支給額となります (4)備 考：私立小・中学校は、学校給食の有無に関わらず、支給の対象となります。※学校給食の提供がなく、弁当や学食を利用している場合の支給額は、小学校が月額 5,500 円、中学校が月額 6,600 円

※市内在住者とは、深谷市に住民登録があり居住実態のある者をいいます。

※熊谷市や本庄市、寄居町など市外の中学校に通学されている場合、その自治体を実施している学校給食無償化の制度の状況により、本給付金が受給できない場合があります。

※生活保護費を受給者されている場合は、支給対象外となる場合があります。